

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局）
民生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課（マスク等物資対策班）
老健局総務課認知症施策推進室
老健局高齢者支援課
老健局振興課
老健局老人保健課

高齢者施設・事業所等に対する布製マスクの具体的な配布方法について

本年 3 月 10 日にとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第 2 弾―」（新型コロナウイルス感染症対策本部）において、介護施設や障害者施設、保育所等、今般の学校休業に伴う放課後児童クラブなど（以下「介護施設等」という。）の現場におけるマスク不足の解消を図るため、再利用可能な布製マスクを、国が一括して 2,000 万枚購入し、地方公共団体の協力も得つつ、介護施設等に少なくとも 1 人 1 枚は行き渡るよう、十分な量を緊急に配布するとされています。

昨日、その概要について、「介護施設等に対する布製マスクの配布について」（令和 2 年 3 月 18 日厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡。以下「配布事務連絡」という。）においてお示したところです。

今般、高齢者施設・事業所における具体的な配布方法について下記のとおりお示します。各都道府県におかれましては御了知いただくとともに、管内市町村や貴部局所管の関連団体、関連施設にご周知いただけるようよろしくお願いいたします。

記

1. 職員分の配布方法

- 職員分については、以下の施設・サービス等の職員が配布対象となります。
各施設・事業所の具体的な配布枚数は、情報公表システムの公表情報等に基づき設定しています。

- ・介護保険サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）
 - ※ 各介護予防サービスを含む
 - ※ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの職員については、地域包括支援センターに配布いたします。
- ・高齢者向け住まい等：有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス

- 配送先については、各施設・事業所に送付しておりますので、各施設・事業所の職員に配布をお願いいたします。

2. 利用者分の配布方法

- 利用者分については、配布事務連絡の別紙に掲げる高齢者施設・事業所の利用者が配布対象になります。各施設・事業所の具体的な配布枚数は、介護報酬データにより得られた情報等に基づき設定しています。
- 配布先については、
 - ・施設・居住系サービス、高齢者向け住まい等については、各施設等に配布、
 - ・訪問系サービス及び通所系サービス（※）については、居宅介護支援事業所に配布しておりますので、当該事業所より各利用者に配布をお願いいたします。
 - ※ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護は各サービス事業所に配布しています。
 - ※ 居宅療養管理指導については、当該サービスのみを利用する者分を、サービス事業所に配布していますので、該当する利用者へ配布をお願いいたします。
- 介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業に限る。）の利用者分については、地域包括支援センターに配布していますので、来所された方にお渡しください。

なお、地域包括支援センターとサービス事業所との調整により、サービス事業者から利用者に配布いただくことも可能です。

3. 留意点

- 配送先について、次のサービス等の組合せについて配送先住所が同一の場合は、各サービス分を一つにまとめて配送しています。
 - ・ 同一サービスにおける介護サービス事業所と介護予防サービス事業所
 - ・ 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護を含む）と介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

- 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅のうち、住まいの一部について特定施設入居者生活介護（地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護を含む。以下同じ。）の指定を受けている場合は、特定施設入居者生活介護分とそれ以外の分として、それぞれマスクが配送されます。